

松山の森緑地の都市計画原案について

1 概要

石神井台八丁目にある松山憩いの森の一部、約0.24haの区域について、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、つぎのとおり、都市計画緑地に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 今後の予定

令和4年12月23日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
令和5年1月4日～25日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
1月18日	都市計画原案の説明会
1月30日	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
2月	東京都知事協議手続
3月	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
(2週間)	
5月	練馬区都市計画審議会へ付議
6月	都市計画変更・告示

4 添付資料

- (1) 都市計画の原案の理由書 P3
- (2) 計画書 P4
- (3) 位置図 P5
- (4) 計画図 P6
- (5) 現況写真 P7

5 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月)」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。



# 都市計画の原案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画緑地 第 102 号 松山の森緑地

## 2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成 27 年 12 月）では、本計画地のある石神井台八丁目を含む第 7 地域は、近年、宅地化の進行で緑被率が減少している。今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など民有地のみどり保全と創出を課題としている。

また、練馬区みどりの総合計画（平成 31 年 4 月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策とし、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）」において、確保地として位置付けられたケヤキなどからなる面積約 0.24 ヘクタールの樹林地である。平成 11 年から市民緑地として広く区民の利用に供している。

計画地の東側約 20 メートルには、みどりの軸となる補助 135 号線（優先整備路線）が位置している。近傍にあることから、本計画地はランドマークとしてみどりのネットワーク形成に寄与することが期待される。あわせて、散策や休息の場などとして住環境の向上に寄与するものである。

こうしたことから、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、本計画地約 0.24 ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）（原案）

東京都市計画緑地に第102号松山の森緑地をつぎのように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑 地 名			
緑地	第102号	松山の森緑地	練馬区石神井台八丁目地内	約0.24ha	現に存する樹林地の保全を目的とする緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由

みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、上記のとおり緑地を追加する。

4

新旧対照表

種別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	緑 地 名			
緑地	第102号	松山の森緑地	練馬区石神井台八丁目地内	約0.24ha	追加

東京都市計画緑地 第102号 松山の森緑地 位置図〔練馬区決定〕

原案

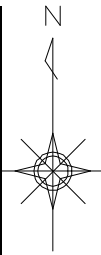


5

この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第04-120号

# 東京都市計画緑地計画図(原案)

## 第一〇二号 松山の森緑地



縮尺二千五百分の一



□ 今回計画変更区域

この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 04-120 号  
(承認番号) 4 都市基街都第 22 号、令和 4 年 4 月 19 日

# 東京都市計画緑地 第102号 松山の森緑地 現況写真

